

静銀セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1章（静銀セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード）

第1条（カード名称）

静銀セゾンカード株式会社（以下「当社」という）が株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」という）と提携して発行するクレジットカードを静銀セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード（以下「本カード」という）と称します。

第2条（カードの発行）

(1) 静銀セゾンカード規約及び本特約を承認し、当社と静岡銀行（以下、併せて「両社」という）に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「本会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

(2) 本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族で、両社に入会のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、「本会員」と「家族会員」を総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。

(3) (2) の規定にかかわらず、当社は家族カードの発行を行わない場合があります。

第3条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌々月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に静銀セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）(1) ①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第4条（支払指定口座）

本カードについては、静銀セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）(1) に定める「預金口座振替依頼書にて本会員より予め指定された金融機関口座」は、原則として、静岡銀行の普通口座に限ります。

第5条（キャッシングサービス）

(1) 静銀セゾンカード規約第12条（キャッシングサービス）に以下の事項を追加します。

(4) (1) から (3) のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。

(2) 静銀セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）(2) ①は次の通りとします。

①リボルビング方式

○3万円コース—本会員が3万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング払いの融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○5万円コース－本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○10万円コース－本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○ゆとりコース－毎月のお支払日に、融資金等を4千円（融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ（融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

■キャッシングでのリボルビング払い月々お支払い額算出表

融資金リボ残高	3万円コース	5万円コース	10万円コース	ゆとりコース
1～100,000円 まで	融資金リボ残高 600,000円までは 30,000円	融資金リボ残高 1,000,000円まで は50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円まで は100,000円	4,000円
100,001円～ 150,000円まで				8,000円
150,001円～ 200,000円まで				12,000円
200,001円～ 250,000円まで				
250,001円～ 300,000円まで				
300,001円～ 350,000円まで				11,000円
350,001円～ 400,000円まで				
400,001円～ 450,000円まで				
450,001円～ 500,000円まで				
500,001円～ 550,000円まで				
550,001円～ 600,000円まで				17,000円
	以降100,000円増すご とに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すご とに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すご とに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すご とに3,000円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前日までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなおカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

第6条（会員資格の喪失等）

静銀セゾンカード規約第23条（会員資格の喪失等）に次の事項を追加します。

(1) ⑩年会費のお支払いがないとき

⑪支払指定口座を静岡銀行以外の金融機関口座に変更した場合

第7条（外国通貨建て取引の円換算方法）

静銀セゾンカード規約第24条（日本国外でのカード利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた換算レートを使用します。

第8条（カード規約）

本カードについては、静銀セゾンカード規約及び本特約が適用されます。静銀セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第9条（本規約の変更等の準用）

静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。